

日銀シス第94号
2022年9月26日

日銀ネット利用先
日銀ネット利用金融機関等

御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」の
一部改正に関する件

日本銀行金融ネットワークシステムにおけるコンピュータ接続の対象電文に一斉送信電文を追加することに伴い、標記規程を別紙のとおり一部改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」
 中一部改正

- 第1編Ⅲ. 2. (1) イ. ④を横線のとおり改める。

④一斉送信電文^(注1)~~(注4)~~……中央演算処理装置（コア機能）において必要に応じて電文を作成し、複数の利用先の共用グループに同一メッセージが一斉に送信される電文。

- 第1編Ⅲ. 2. (1) イ. (注3)の次に次の(注4)を加える。

(注4) 一斉送信電文は緊急時の連絡手段として利用する場合があります。

- 第1編Ⅲ. 6. (注2)を横線のとおり改める。

(注2)ただし、一斉送信電文等ファイルアップロード・ダウンロード機能の対象電文以外の電文がジャーナルダウンロードされる場合があります。

- 第1編Ⅲ. 7. の表を横線のとおり改める。

申出事項	申出先
① コンピュータ、アクセス回線または通信関連装置の共同利用に関する事項	業 務 局
② コンピュータ接続先が使用するコンピュータ、通信関連装置およびアクセス回線に関する事項（①を除く。） ③ コンピュータ接続の利用E X一方通知電文の変更 ^(注2) ④ コンピュータ接続先が日本銀行におけるコンピュータ接続先の識別のために定めた番号	システム情報局 ^(注1)
⑤ コンピュータセンターに関する事項（コンピュータセンターの変更、追加または廃止、コンピュータセンターにおける運用の委託等） ⑥ 上記①から⑤までのほか、日本銀行が日銀ネットの運営上管理する必要があると認める事項	業 務 局

(注1) ②から④までの申出事項以外の事項を同時に申出の場合には、申出先を業務局とすることがあります。

(注2) コンピュータ接続ではE X一方通知電文のほか、一斉送信電文を受信の対象にすることができます。一斉送信電文をコンピュータ接続で受信する場合は、一斉送信電文の受信後に速やか、かつ確実に内容を確認することができるシステム環境を構築してください。